

一般財団法人篠原欣子記念財団 平成 27 年度 奨学生募集要項〔第 2 回〕

1. 応募資格

(1) 社会福祉系国家資格（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）または幼稚園教諭免許状の取得が可能となる関東地方および山梨県、長野県、静岡県に所在の大学、短期大学、専門学校（専修学校／専門課程）の学部・学科等（*注 1）に在籍する 1 年生。ただし、4 年制大学の場合は、3 年生も可能とする。（在籍校で留年をしている場合、応募資格はありません）

（*注 1）大学・短期大学の専攻科、専修学校の専攻科または研究科、大学院の研究科（修士課程、博士課程、専門職学位課程）は、本奨学金の対象とはしておりません。また、通信教育も対象外といたします。

【介護福祉士資格】 指定養成施設であること。

【社会福祉士資格・精神保健福祉士資格】 国家試験指定科目を履修すること。（4 年制の大学の場合は卒業と同時に受験資格が得られる、3 年制または 2 年制の短期大学・専門学校の場合は相談援助実務を経て受験資格を得られることが前提）

(2) 応募時点で、将来福祉施設または幼児教育施設等での就業を希望している者。

(3) 品行方正で、態度・行動・発言に社会的良識のある者。

(4) 心身ともに、修学に支障がない健康状態であると認められる者。

(5) 当財団が行う研修（例：マナー研修）、交流会、その他の行事に積極的に参加または協力ができる者。

(6) 当財団が要請するレポート等を提出することができる者。

(7) 以下の家計基準にある者。

〔給与所得のみの世帯〕

世帯人数（*注 2）	父母双方の収入（*注 3）	備考
3 人以下	700 万円以下	控除前の年収（額面）
4 人	800 万円以下	同上
5 人以上	900 万円以下	同上

（*注 2） 父母と別居（学生寮、下宿、親戚宅、知人宅、独居）をしている場合、父母が世帯主となる世帯の人員数と本人を合わせ、世帯人数とします。兄弟姉妹が父母と別居していても、父母の扶養親族となる場合は、世帯人数に加えます。

（*注 3） ①父母双方、父母いずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている方の“収入”（控除前の年収／平成 26 年 1 月～12 月分）が対象となります。

②この家計基準は、給与所得のみの世帯を対象としたものです。なお、公的年金、生活保護、雇用保険を受給している場合もこの家計基準を適用します。

〔給与所得以外の所得のみの世帯〕

世帯人数	父母双方の所得（*注 4）
3 人以下	350 万円以下
4 人	400 万円以下
5 人以上	450 万円以下

（*注 4） 営業等所得、農業所得、不動産所得がある場合は、“所得”（収入－必要経費／平成 26 年 1 月～12 月分）として、この家計基準を適用します。なお、所得のいずれかがマイナスの場合、0 円（例：－100,000 円＝0 円）として計算してください。

〔給与所得と給与所得以外の所得の両方がある世帯〕

世帯人数	父母双方の収入＋所得
3人以下	525万円以下
4人	600万円以下
5人以上	675万円以下

※他の奨学金制度受給者であっても応募は可能です。

※年齢制限はございません。

2. 選考方法および奨学生候補者の内定

1次審査として応募者の書類を審査、1次審査通過者のみ2次審査として筆記試験および面接を実施して選考を行い、奨学生候補者を内定します。

3. 2次審査日程

2次審査として筆記試験および面接（集団面接またはグループディスカッション）を行います。具体的な日程等はあらためて通知いたします。

予定：11月22日～11月30日の間（2次審査：2時間程度）

場所：新宿駅または代々木駅周辺

4. 選考結果の通知

1次審査（書類審査）の結果は、応募者全員に対し電話またはメールにて通知します。2次審査（筆記・面接）の結果は、2次審査実施者全員に対し、文書（郵送）にて通知します。（12月9日に文書発送予定）※選考の経過および内定可否については、公表をいたしません。

5. 奨学生の認定

奨学生候補者として内定した場合、「誓約書・同意書」の提出ならびに「認定式」（12月20日・日曜日・11：30～14：00・新宿近辺を予定）の出席（必須）をもって、当財団法人の奨学生として正式に認定し、奨学金の給付を開始いたします。

6. 奨学金給付額

奨学金は月額3万円とし、原則として、2カ月分をまとめて偶数月の月末に直接本人名義の口座に送金して給付します。

7. 奨学金給付対象期間および給付開始時期

今回募集分の奨学金の給付対象期間は、平成27年10月～平成29年3月迄となります。最初の奨学金は、平成27年10月～平成28年1月の4カ月分をまとめて平成27年12月末に給付します。平成28年2月以降は、上記6の通りに給付をいたします。

なお、3年制の短大・専門学校または4年制の大学の場合は、継続申請により、審査を経て、制度上の終了（修業年限）まで奨学金給付対象期間の延長を認めます。（継続延長は最長2年間）

8. 奨学金の返還

この奨学金は、給付型のため、返還の必要はありません。

9. 給付停止・終了について

下記要件に該当する場合は、給付を終了または停止します。

- (1) 奨学生が在籍校で進級できなかった場合（留年）
- (2) 奨学生が当財団法人に事前の届出なく在籍校を2カ月以上休学、または欠席した場合
- (3) 奨学生が在籍校での修学に耐えられない健康状態（心身）の場合
- (4) 奨学生が死亡した場合
- (5) 奨学生が在籍校からの除籍や退学で学生としての身分を失った場合
- (6) 奨学生が応募資格以外の学校または学部・学科等に、転学・転籍・編入学をした場合
- (7) 奨学生が法律を犯した場合、または品行不良等、態度・行動・発言に著しい問題があると当財団法人が判断した場合
- (8) 奨学生の所在が不明となった場合、または当財団法人と連絡不通の状態となった場合
- (9) 当財団法人の奨学生として適当でないと認められる場合
- (10) 奨学生が虚偽の申告をしたと判明した場合（※過去に遡り奨学金の返金を求めることがあります）

10. 応募について

奨学金給付志願者は、応募に必要な書類を揃え、当財団法人事務局宛に送付してください。

（※直接応募制）

なお、お送りいただいた書類は、当財団法人の事業・目的を達成する以外には一切使用いたしません。また、応募書類、添付書類は返却いたしません。

11. 応募書類

- (1) 奨学金給付願書（当財団法人指定フォーム使用／本人が記入または作成したものに限る／願書に必ず押印のこと）

※下記の指定フォームをダウンロードしてください。

奨学金給付願書（EXCEL）

奨学金給付願書（PDF）

- (2) 写真1枚（カラー写真／上半身正面／応募前3カ月以内／縦4.5×横3.5cm、スナップ不可）

※奨学金給付願書に貼付します。

- (3) 奨学金申請理由書（市販原稿用紙（400文字）利用／1枚以上3枚以内／①将来就きたい職業、②その理由、③奨学金希望理由 の3項目を必ず入れること／応募者本人の手書きによる）

12. 添付書類

- (1) 在学証明書（応募前3カ月以内）

- (2) 成績証明書 在籍する大学・短大・専門学校発行の成績証明書（応募前3カ月以内のもの）

- (3) 住民票原本（応募前3カ月以内／住民票謄本＝世帯全員の記載のあるもの／記載内容の省略不可）

- (4) 父母双方、父母いずれかの場合その片方、父母がいない場合は家計を支えている方の収入または所得を証明するいずれかの書類

（世帯全員の記載があるもの／平成27年度証明書＝平成26年1月～12月分の記載のあるもの）

ア．課税（非課税）証明書（原本）

イ．住民税証明書（原本）

ウ. 所得証明書（原本）

エ. 市区町村・都県民税（所得・課税）証明書（原本）

13. 応募書類・添付書類提出先

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-3-13 西新宿水間ビル 2階
一般財団法人 篠原欣子記念財団 事務局

※書類到着有無のお問い合わせには対応しておりません。

（到着確認をされたい場合は、郵便追跡サービス等をご利用ください）

※応募書類・添付書類に不備がある場合、審査ができかねますのでご注意ください。

14. 募集人数および応募受付期間

平成27年度第2回奨学生募集人数：60名程度

応募受付期間：平成27年11月10日(火)応募書類到着分まで（必着）

15. その他

※2次審査を含む選考の結果、内定基準を満たす方が1つの学校で複数名となった場合、内定者は最大5名までといたします。

※奨学生が学業を終了した際の進路または就職先に関する制約はございません。

16. お問い合わせ先

不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

○TEL：03-6911-3600（平日9:00~18:00）

○FAX：03-3346-2600

○ホームページ：「お問い合わせ」ページより入力（<https://www.ysmf.or.jp/contact>）

以上